

議第5号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及び金額は、次のとおりとする。				(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及び金額は、次のとおりとする。			
種類		1件につき	件数区分等	種類		1件につき	件数区分等
(1)の部～(40)の5の3の部 (略)				(1)の部～(40)の5の3の部 (略)			
(40)の6 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 (平成24 年法律第8 4号。以下 この部及び (40)の6の 2の部にお いて「法」 という。) 第53条第 1項に規定 する低炭素 建築物新築 等計画の認 定の申請に 対する審査	低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料	登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他岐阜県知事（以下この表において「知事」という。）が定める方法による場合の部 (略)		登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他岐阜県知事（以下この表において「知事」という。）が定める方法による場合の部 (略)		1申請をも つて1件と する。	1申請をも つて1件と する。
		その他の 場合	一戸建て住宅	36,000	その他の 場合		

		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のものの項～申請戸数が300を超えるものの項 (略)	
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300㎡以下のものの項～床面積が25,000㎡を超えるものの項 (略)	
		住宅以外の建築物	用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた知事が定める計算方法 (以下この表において「モデル建物法」という。) による場合の款・その他の場合の款 (略)	
(40)の6の2 法第55 条第1項に 規定する低 炭素建築物 新築等計画 の変更の認 定の申請に 対する審査	低炭素建 築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の部 (略)		
		その他の 場合	一戸建て住宅	19,000

		合に限る。)	申請戸数が100を超え200以下のもの 申請戸数が200を超え300以下のもの 申請戸数が300を超えるもの	228,000 295,000 336,000
		エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 (ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。)	申請戸数が1のものの項～申請戸数が300を超えるものの項 (略)	
		オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300㎡以下のものの項～床面積が25,000㎡を超えるものの項 (略)	
		カ 住宅以外の建築物	用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた知事が定める計算方法 (以下この表において「モデル建物法」という。) による場合の款・その他の場合の款 (略)	
(40)の6の2 法第55 条第1項に 規定する低 炭素建築物 新築等計画 の変更の認 定の申請に 対する審査	低炭素建 築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の部 (略)		
		その他の 場合	ア 一戸建ての住宅 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	10,000
			イ 一戸建ての住宅 (アに掲げる住宅を除く。)	19,000
		ウ 一戸建ての住宅以外	申請戸数が1のもの 申請戸数が1を超え5以下のもの	10,000 18,000

			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のものの項～申請戸数が300を超えるものの項 (略)
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)
			住宅以外の建築物	モデル建物法による場合の款・その他の場合の款 (略)
(40)の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成2	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	法第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画	ア ウ及びエに掲げる建築物以外の建築物(建築物エネルギー消費性	床面積が300m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)

			戸部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が5を超え10以下のもの 27,000 申請戸数が10を超え25以下のもの 38,000 申請戸数が25を超え50以下のもの 58,000 申請戸数が50を超え100以下のもの 89,000 申請戸数が100を超え200以下のもの 127,000 申請戸数が200を超え300以下のもの 164,000 申請戸数が300を超えるもの 185,000
			エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。)	申請戸数が1のものの項～申請戸数が300を超えるものの項 (略)
			オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)
			カ 住宅以外の建築物	モデル建物法による場合の款・その他の場合の款 (略)
(40)の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成2	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	法第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画	ア ウ及びエに掲げる建築物以外の建築物(省令第1条第1項第1号	床面積が300m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)

7年法律第53号。以下この部、(40)の7の2の部、(40)の8の部の、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「法」という。)第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係るもの	能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部、(40)の7の2の部、(40)の8の2の部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)		
		イの項～エの項 (略)		
(40)の7の2の部 (略)				
(40)の8 法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向	性能向上計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の部 (略)		1の建築物をもつて1件とする。
		その他の場合	一戸建ての住宅 36,000	

7年法律第53号。以下この部、(40)の7の2の部、(40)の8の部の、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「法」という。)第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係るもの	ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)		
		イの項～エの項 (略)		
(40)の7の2の部 (略)				
(40)の8 法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向	性能向上計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の部 (略)		1の建築物をもつて1件とする。
		その他の場合	ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	

上計画の認定の申請に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの項～申請戸数が300を超えるもの項 (略)
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のもの項～床面積が25,000m ² を超えるもの項 (略)
住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合の款・その他の場合の款 (略)

上計画の認定の申請に対する審査

イ 一戸建ての住宅（アに掲げる住宅を除く。）	36,000
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	申請戸数が1のもの 18,000 申請戸数が1を超え5以下のもの 34,000 申請戸数が5を超え10以下のもの 49,000 申請戸数が10を超え25以下のもの 71,000 申請戸数が25を超え50以下のもの 106,000 申請戸数が50を超え100以下のもの 160,000 申請戸数が100を超え200以下のもの 228,000 申請戸数が200を超え300以下のもの 295,000 申請戸数が300を超えるもの 336,000
エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。）	申請戸数が1のもの項～申請戸数が300を超えるもの項 (略)
オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のもの項～床面積が25,000m ² を超えるもの項 (略)
カ 住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合の款・その他の場合の款 (略)

(40)の8の2 法第36 条第1項に 規定する建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の変更 の認定の申 請に併せて 新たに追加 される建築 物にあって は(40)の8 の部の手数 料を適用す る。)	性能向上 計画変更 認定申請 手数料	登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の部 (略)	
	その他の 場合	一戸建ての住宅	19,000
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの項～申請戸数が300を超えるもの項 (略)	
	一戸建ての住	床面積が300㎡以下のもの項～床面積が	

(40)の8の2 法第36 条第1項に 規定する建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の変更 の認定の申 請に併せて 新たに追加 される建築 物にあって は(40)の8 の部の手数 料を適用す る。)	性能向上 計画変更 認定申請 手数料	登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の部 (略)	
	その他の 場合	ア 一戸建ての住宅 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	10,000
	イ 一戸建ての住宅 (アに掲げる住宅を除く。)		19,000
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が1のもの	10,000	
	申請戸数が1を超え5以下のもの	18,000	
	申請戸数が5を超え10以下のもの	27,000	
	申請戸数が10を超え25以下のもの	38,000	
	申請戸数が25を超え50以下のもの	58,000	
	申請戸数が50を超え100以下のもの	89,000	
	申請戸数が100を超え200以下のもの	127,000	
	申請戸数が200を超え300以下のもの	164,000	
	申請戸数が300を超えるもの	185,000	
エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 (ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。)	申請戸数が1のもの項～申請戸数が300を超えるもの項 (略)		
オ 一戸建て	床面積が300㎡以下のもの項～床面積が		

			宅以外の住宅の共用部分	25,000㎡を超えるものの項 (略)	
			住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合の款・その他の場合の款 (略)	
(40)の8の3 法第41条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	性能表示 認定申請 手数料	登録住宅 性能評価 機関が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合	一戸建ての住宅の項～住宅以外の建築物の項 (略)		1申請をもつて1件とする。
		その他の場合	一戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(2)(i)又は(3)及びロ(2)又は(3)の基準を満たしていることを確認する場合	18,000
			その他の場合の項 (略)		
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)又は(3)	申請戸数が1のものの項～申請戸数が300戸を超えるものの項 (略)	

			の住宅以外の住宅の共用部分	25,000㎡を超えるものの項 (略)	
			住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合の款・その他の場合の款 (略)	
(40)の8の3 法第41条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	性能表示 認定申請 手数料	登録住宅 性能評価 機関が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合	一戸建ての住宅の項～住宅以外の建築物の項 (略)		1申請をもつて1件とする。
		その他の場合	一戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)の基準を満たしていることを確認する場合	18,000
			その他の場合の項 (略)		
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及び	申請戸数が1のものの項～申請戸数が300戸を超えるものの項 (略)	

			及びロ(2)又は (3)の基準を満 たしているこ とを確認する 場合
			その他の場合の項 (略)
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の款・住宅以外の 建築物の款 (略)
(40)の9の部～(59)の部 (略)			
備考 (略)			
2 (略)			

			ロ(2)又は(3)の 基準を満たし ていることを 確認する場合
			その他の場合の項 (略)
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の款・住宅以外の 建築物の款 (略)
(40)の9の部～(59)の部 (略)			
備考 (略)			
2 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。